

## 学校法人花園学園内部統制システム整備の基本方針

令和7年3月25日理事会決議

学校法人花園学園（以下、本法人という。）は、令和7年3月25日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

### 1 経営に関する管理体制

- (1) 寄附行為及び寄附行為施行規則並びに理事会決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- (2) 理事会、評議員会、常務理事会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為、同施行規則及び各文書管理規程等に基づき、適切に作成、保存及び管理する。

### 2 リスク管理に対する体制

- (1) 「リスク管理規程」を整備し、リスク対応方法等を明確にした上、理事長を最高責任者とするリスク管理体制を構築するものとする。

### 3 コンプライアンスに関する体制

- (1) 理事及び職員の執行が法令並びに寄附行為に適合することを確保するための体制を整備するため、「コンプライアンス推進規程」を定める。

### 4 監査環境の整備（監事の監査業務の適正化を確保するための体制）

- (1) 監事が職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を置くことを求めた場合、本法人は監事の求めを尊重し、補助職員の配置を検討するものとする。
- (2) 補助職員は、監事の指揮命令下で監事の職務を補助する職務を行うものとする。
- (3) 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事又は監事の指示を受けた補助職員が報告を求めた場合、速やかにこれに応じるものとする。
- (4) 理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為に著しく違反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、代表業務執行理事及び監事に報告する。
- (5) 理事又は職員等は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。
- (6) 監事の職務の執行に関し必要な費用については、本法人が負担するものとする。

(7) 本法人は以上の監査環境の整備について、「監事監査規程」に定めるものとし、同規程の改廃については監事と協議を行うものとする。

## 5 本方針の改廃

本方針に見直しの必要が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。